

2017年3月9日 No.205 http://www.n-jcp.jp

名古屋市中区三の丸三丁目1-1 電話052 (972) 2071 FAX052 (972) 4190 発行・日本共産党名古屋市会議員団

個人質問(3月9日) 柴田民雄議員

特別徴収税額決定通知書へのマイナンバーの記載はやめよ

記載される必要のないマイナンバーが 普通郵便で送られている

市が事業主に送る特別徴収税額決定通知書には、非開示の 従業員のマイナンバーも記載され、普通郵便で送付されてい ます。「条文上義務づけられていないのだから、マイナンバー の印字はやめるべき。記載するとしても普通郵便ではリスク が高い」と柴田議員は批判しました。

「個人のプライバシーを守るために 相談していきたい」(市長)

さらに柴田議員は、マイナンバーの事務処理が市・事業主 にとって負担になっていることを指摘、他の自治体の例も引

きながら印字をやめるよう市 長に求めると、市長は「個人 のプライバシーを守るため国 や他の自治体と相談したい | と応じました。



東京都中野区の例

特別徴収税額通知への個人番号の記載は、

- ・区が個人番号を保有している場合は、****印字
- ・区が個人番号を保有していない場合は空欄
- ・事業主からの求められた場合は個人番号を簡易書留で



瑞穂区高層マンション問題 市は責任をもって解決を

瑞穂区白龍町、片側1車線の高田町線沿いに15階建の高層 マンションが建てられることに対し、激しい反対運動が起こっ ています。

原因は当局の不作為

「計画終了時に高層建築を規制すべき」(柴田議員)

名古屋市は、戦後まもなく高田町線を「幹線道路」とする 都市計画をたて、周辺に45mの高層物を建てることを認め ました。しかし2009年に計画を断念。本来ならこのとき建築

凡.例

高度地区

1 20m 高度地区 31m 高度地区

15m 高度地区

45m 高度地区

第 1 種住居地域

第 2 種住居地域

近隣商業地域

商業地域

___ 準工業地域

物の高さ規制も強化すべきでしたが、 名古屋市は規制を変えず、45mの建物 が建てられるままにしました。柴田議 員は、「現在周辺は高さ15~30mの住 宅地なっている。そこに突如45mの 高層建築物が建つのだから住民が驚く のは当然。紛争を未然に防ぐことが、 都市計画の役割で市の責任」と指摘、 住民の立場に立った仲裁をするよう市 に求めました。

隠れ幹線街路問題

住宅都市局長は、「高田町線は『幹線道路』だから高さ制 限変更の必要は無い」と答弁。幹線道路とは見えなくても実 は「幹線道路」で、高層建築物を合法的に建てられる生活道 路が他にもありうることが示されました。

柴田議員は「隠れ幹線街路問題」とした上で、「市は紛争 を二度と起こさせない決意をもち、都市計画見直し、住民へ の説明」をするよう求めました。

